

私道の市道編入について

仙台市では、以下の主な要件に適合する私道の市道編入を行っております。

1. 市道編入の要件

(1) 土地の権利等

- ・編入する道路の区域内にある土地全てについて、土地所有者から寄付を受けられること。
- ・抵当権などが設定されていないこと。 抵当権などが設定されている場合は、寄付前に土地所有者が抹消すること。
- ・道路内に構造物（樹木・ブロック塀及び基礎など）が突出していないこと。 道路内に構造物がある場合は、寄付前に土地所有者が撤去すること。

(2) 道路幅員及び構造

- ・原則6 m以上の幅員が確保されていること。 ただし、交通量が極めて少なく、かつ地形の状況（既に家屋が建ち並んでいるなど）によりやむを得ないと認める場合は4 m以上であること。
- ・階段などの歩行者専用道路の場合は、幅員2 m以上確保されていること。
- ・平均縦断勾配が12%以下で、かつ最大縦断勾配が18%以下であること。

(3) 公道等との接続

- ・既設の公道（国・県・市道）から公道まで通り抜けができる道路であること、または、公共施設（公園など）に接続していること。

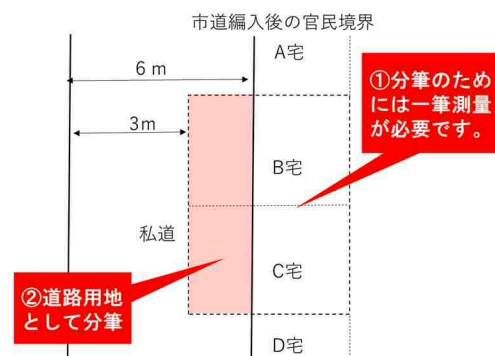
〈行き止まり道路の場合〉

- ・延長が100 m以上かつ10戸以上の人が利用しており、幅員が原則6 m以上確保されていること。 なお、アパートなどの賃貸住宅の一棟は、一戸とみなす。
- ・※幅員が4 m以上6 m未満の場合は、車両待機又は転回のできる場所を終点及び概ね35 mに1箇所（100 mに3箇所程度）の間隔で確保されていること。

2. 市道編入における留意点

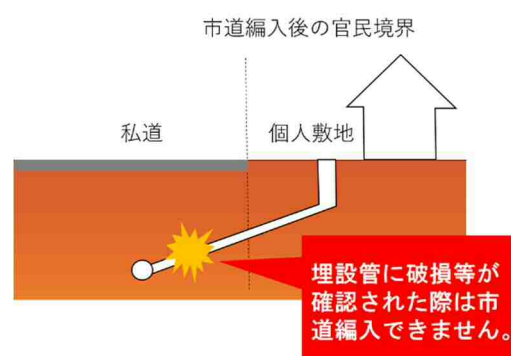
(1) 私道の幅員が編入の要件に満たない場合、隣接する土地の測量・分筆登記が必要です。

- ・現道の幅員では市道として必要な幅員（原則6m）が確保できない場合は、幅員確保に必要な土地（右図網掛け部分）も本市に寄付をしていただく必要があります。この際、分筆に必要な測量等（私道に隣接する土地の一筆測量及び道路用地の分筆登記）は土地所有者等に行っていただきます。



(2) 私道に埋設されている私管等は、道路占用許可の要件を満たしている必要があります。

- ・私道に埋設されている上下水道・ガス管や電柱は、市道編入後に施設管理者（上下水道、ガス、電気・通信事業者等）から本市に対し、道路占用許可の申請が必要となります。道路占用許可等の要件に適合しない埋設管については、事前に施設管理者と打ち合わせのうえ修繕等を行っていただく場合があります。

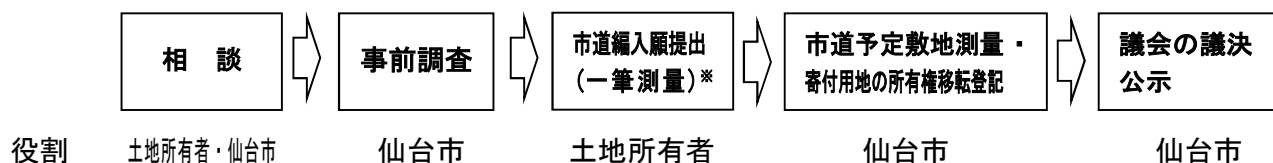


※私道に設置されている市街灯のうち、本市の設置要件を満たしているものについては、市道編入後に本市に移管することができます。

3. 市道編入までの手続きと役割

相談から市道編入までの流れは以下のとおりです。

市道編入は議会の議決を経て公示を行いますので、相談から編入までは一定の時間を要します。なお、抵当権抹消登記等や、私道の幅員が市道編入の要件に満たない場合の一筆測量と分筆登記については土地所有者負担となりますが、その後の市道予定敷地測量及び寄付用地の所有権移転登記は仙台市負担にて行います。



※ 道路幅員が編入要件を満たしていない場合。

4. 問い合わせ先

青葉区建設部道路課：022-225-7211 太白区建設部道路課：022-247-1111
 青葉区宮城総合支所道路課：022-392-2111 太白区秋保総合支所建設課：022-399-2111
 宮城野区建設部道路課：022-291-2111 泉区建設部道路課：022-372-3111
 若林区建設部道路課：022-282-1111

詳しくは各区の担当窓口にご相談ください